

安全の手引き

令和2年2月20日
在ブリスベン総領事館

☆在留届及びたびレジ登録のお願い

<在留届>

外国に3か月以上滞在する日本人は、在外公館に「在留届」を提出ことを義務づけられています。在留届の登録内容に基づき、当地における行政サービスや事件・事故等に巻き込まれた方の援護活動等を行っています。当館窓口以外でも、インターネット（ORRnet）や郵送による届出も可能ですので、届出を出されていない方は早期の届け出をお願いします。

<たびレジ>

海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。現在海外にお住まいの方も、別の国へ旅行や出張する際にはぜひご利用下さい。登録はこちら <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

I はじめに

クイーンズランド州（以下「QLD州」）には、2018年10月現在で31,049名の在留邦人が滞在・永住されています（在留届ベース）。また、豪州を訪れる日本人旅行者の約半数がQLD州を訪問しており、当地は豪州内でも人気の高い観光地となっています。

当地は、諸外国と比較すると一般的に治安が良いとされていますが、II 2（1）のとおり、日本と比較すると犯罪発生率は高く、邦人が関与する事件・事故も多く発生しています。しかし、その多くは、当地の治安情勢を理解して防犯意識を持って行動していれば、被害を未然に防ぐことができたケースであろうと認められます。

この「安全の手引き」は、当地の治安情勢及び当館が把握した邦人が関与する事件・事故等を分析し、在留邦人並びに日本人旅行者が事件・事故に巻き込まれないための対策と、安全に過ごすための留意事項についてとりまとめたものです。

II 防犯の手引き

1 安全のための基本的な心構え

（1）日本との違いを認識する

在留邦人の方が関与した事件・事故については、当地に不慣れなために巻き込まれたケースが多くあります。日本では常識とされることでも、当地では危険な行為となるものもあるため、当地での常識や習慣を理解し、注意して行動することが重要です。

（2）新しい情報を入手する

当館が発出する領事メールや各種報道等により最新情報を入手するほか、地域特有の情報で生活に密接した治安情報は、隣人などの口コミによって伝えられる場合があります。隣人、地元住民と積極的に良好な人間関係を構築することによって、日常の様々な情報を入手するよう努めてください。

(3) 防犯意識を怠らない

安全対策の基本は、自分自身の意識と行動であると言われています。常に安全を最優先とする行動を心がけ、周囲の状況に気を配り、油断することなく行動してください。

(4) 健康管理に努める

海外生活では、知らず知らずのうちにストレスが蓄積されていることが多く、体調を崩す方が多くおられます。体調に異変を感じた時は、早めに医師の診断を受けるなどして健康管理に留意してください。

(5) 海外旅行傷害保険の加入

海外で事件・事故に遭遇し怪我をしたり、体調を崩され病院にかかった場合、日本とは比較にならない大きな経済的負担が生じます。こうした負担を軽減するため、海外旅行傷害保険等に加入することをお勧めします。また、補償金額や対象等加入した旅行保険の内容を良く確認し、保険証券のコピーを複数枚作成し、自ら保管するとともに家族や親族等にも渡しておくようにしましょう。

2 最近の治安情勢

(1) 犯罪認知件数

QLD州政府（警察本部）が発表した犯罪統計資料によると、2019年中に発生（州警察が認知）した主な犯罪は以下の表のとおりで、人口10万人当たりの犯罪率を比較した場合、QLD州は日本より、殺人は約2.5倍、強盗は約42.5倍、性犯罪は約24.7倍、窃盗は約6.4倍、暴行傷害は約11.5倍の割合で発生しています。治安が良いとされるオーストラリア（QLD州）ですが、日本の犯罪率と比較した場合、高水準で発生していることが分かります。

【 QLD州と日本 犯罪率の比較 】

日本側データ：警察庁「犯罪統計資料」等

罪種別	QLD(人口507万人)		日本(人口12,625万人)	
	認知件数	犯罪率	認知件数	犯罪率
殺人	96	1.89%	950	0.075%
強盗	2,584	5.09%	1,511	0.120%
性犯罪	6,264	12.339%	6,305	0.499%
窃盗	137,557	270.968%	532,565	42.183%
暴行傷害	23,886	47.052%	51,464	4.076%

※ 犯罪率は、人口10万人当たりの認知件数

※ 上記件数には未遂を含む

※ 日本とQLD州は法律、法の解釈、細部犯罪種別が異なり、統一基準で作成

されたものではありませんので、あくまで目安として下さい。

(2) 交通死亡事故発生状況

QLD州の統計によると、2018年中の交通事故死者数は、245人（前年比2人減）と発表されています。

日本の2018年中における交通事故死者数は、3,532人（前年比162人減）となっており、QLD州の交通死亡事故発生率は日本の約1.7倍となっています。

QLD警察が発表した死亡事故の5大原因は、①前方不注意、②速度超過、③飲酒・薬物運転、④シートベルト非装着、⑤過労運転となっています。速度の出し過ぎやわき見運転、飲酒運転は事故につながる危険性が高いことから、交通法規を遵守し、安全運転に努めましょう。

(3) 邦人の事件・事故被害状況

ア 犯罪被害

以下のような凶悪犯罪被害が2018年5月から2019年1月の間に発生しています。

- 夜間、邦人男性及び友人が徒歩帰宅中、少年3名が棒状の物で同友人の顔面を殴打し、所持していたカメラを奪い逃走した強盗傷害事件
- 夜間、邦人女性が歩いていたところ、突然、少年3名が後方から同女性を押し倒したうえ所持品を奪って逃走し、同女性の顔面等を負傷させた強盗傷害事件。
- 邦人男性が駐車中の車内で携帯を操作していたところ、スクーターに乗った少年が車両に衝突してきたため、車外に出たところ、一緒にいた少年の友人が興奮し、同邦人男性の頭部等を何度も殴打し、男性に怪我を負わせた傷害事件。

等、凶悪犯罪被害が発生しています。

また、ひったくり、置き引き、車上狙い等は引き続き発生が顕著です。

イ 事故被害

2019年中にも、遊泳中の事故や交通事故等により邦人が死亡、或いは重軽傷を負う事案が発生しています。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居の設定にあたっての注意事項

ア 地域の安全性の確認

- 地域の安全性を見極めるには、その地域を良く知る友人や知人、複数の不動産業者等から意見を聞くとともに、地域の警察署に相談することも効果的です。
- 周辺道路のゴミの散らかり具合、近隣家屋の庭の手入れ、周辺スーパーの店員や客の服装・態度、夜間の道路照明の状態等を目安として、自らの目で地域の治安状況を確認することが必要です。

イ 管理者による管理状況の確認

ユニット等の集合住宅に入居する場合は、立地条件、他入居者の状況、警備員や管理人の有無、オートロック・録画装置の有無、各室の施錠設備の状況等を確認する必

要があります。

ウ 施錠設備等の強化

- 契約する前に、前の居住者当時の鍵が使用されていないか、ドアや窓の施錠設備は完全かなどを必ず点検し、不十分な場合には、家主に申し入れて修理又は交換させる必要があります。
- 玄関ドアは、強固な構造でドアスコープが設置されていることが重要です。なお、ドアの施錠設備については、複数の鍵及びドアチェーンが取り付けられていることが理想です。
- 強盗の侵入等に備え、避難室として利用できる部屋（主寝室等）の施錠を強化し、防犯ブザー等の防犯設備を整備しておくことも有効な方法です。

(2) 日常生活における注意事項

ア 近隣者等との信頼関係の醸成

隣人や地元住民と良好な人間関係を構築し、日常の様々な情報を入手できるよう努めるとともに、不審者の徘徊等の異常が認められる場合には、躊躇することなく警察に通報するよう、平素から家族や隣人等と話し合っておくことが重要です。

イ 平素の心構え

- 普段から、家族やルームメイトと防犯対策について話し合い、いざというときの対応を確認しておきましょう。
- 来訪者に対しては、直ちにドアを開放せず、ドアスコープで確認するなどして、人定や来訪目的が確認できてからドアを開けるようにしてください。
- 特に気候の厳しい夏期には疎かになりがちですが、常に玄関や窓を施錠するよう習慣づけることが重要です。また、貴重品は施錠のできるキャビネット等に収納するほか、多額の現金を自宅で保管しないように心がけてください。
- 長期間家を不在にする際は、第三者に不在であることを極力悟られないことが肝要です。新聞、郵便などの配達を一時停止したり、夜間自動的に照明が点灯するシステムなどの措置が望ましいと思われます。
- 機械警備の設置や、犬を飼うことも有効な防犯手段の一つです。

4 当地で多く発生している事件・事故に対する注意事項

(1) 犯罪に対する注意事項

当地において実際に発生した事件や発生する可能性が高いと思われる犯罪に対する具体的注意事項は次のとおりです。

【強盗】

- 夜間の不要不急の外出は極力避け、やむを得ず外出する場合は車両の利用や安全なルートを選定を心がけてください。周囲に不審な人物がいる場合は、直ちに安全な場所に移動した上で、警察官や警備員などに応援を求めましょう。
- 不幸にして被害にあった場合は、生命身体の安全を最優先に行動してください（抵抗することで危害を加えられる危険性が高くなります）。

【性犯罪】

- 睡眠薬等を混入した飲み物を飲ませて意識を喪失させた上で暴行したり、金品を強取る「ドリンクスパイキング」による被害も過去に発生しています。また、夜間に一人で歩いていて暴行被害に遭うケースも散見されることから、州警察は、夜間出歩く必要がある際にはグループで行動するよう呼びかけています。ナイトクラブが多い歓楽街では特に注意が必要です。
- 当地における性犯罪の特徴として、知人や友人が加害者となるケースが多いことがあげられます。過度の飲酒や深夜帯における知人宅訪問は十分注意してください。また、ヒッチハイク等により見知らぬ人の車に同乗したり、見知らぬ人を同乗させることは危険ですので、絶対にしないでください。

【侵入窃盗】

- 昼夜を問わず鍵をかけていない玄関ドア等からの侵入や窓ガラスを割って侵入する窃盗事件が多発しています。
- 常に玄関や窓を施錠するように習慣づけることが重要です。また、貴重品は施錠できるキャビネット等に収納するほか、多額の現金を自宅で保管しないように心がけてください。

【置き引き】

- 空港、ホテル、ショッピングモール、飲食店、学校やビーチ等あらゆる場所で昼夜間を問わず置き引き事件が発生しています。QLD州警察は、日本人及び中国人は現金を持ち歩いているのでターゲットにされる危険が高い、として警戒を呼びかけています。
- 空港、ホテル・ロビー等における置き引き
空港やホテル・ロビーは、旅行客を狙った犯罪者が集まりやすい場所です。チェックイン・アウトの際、荷物の入れ換えの際などは、携行品等に対する注意や警戒がおろそかになる傾向があります。また、バッグなどを床やカウンター上に置いたまま目を離して手続きに夢中にならないよう注意しましょう。
- 飲食店での置き引き
特に発生が多いのは、ビュッフェ形式のレストランで、食事を取りに席を離れた際に椅子の背もたれ等に掛けていたバッグを持ち去られる事件が散発しています。複数人で利用する場合は必ず誰かがテーブルに残るようにし、一人の場合は必ずバッグを携行してください。また、食事中も、椅子の背もたれに貴重品の入った上着やバッグ等を掛けたままにせず、トイレ等で席を離れる場合は必ず貴重品を携行してください。
- ビーチでの置き引き
特に、ゴールドコースト地区で多発しています。貴重品は、ホテルのセーフティーボックス等に収めてビーチに持っていかないようにしましょう。やむを得ず、ビーチに荷物等を持っていく場合は、必ず交替で荷物を監視するようにしてください。

【スリ、ひったくり】

- パブやナイトクラブ等の酒場におけるスリ事件のほか、繁華街の路上や人混みでのスリが増えています。外出時はできるだけ手荷物を持たず、派手な貴金属類は

極力控えましょう。また、財布から現金を出し入れする際は、第三者の目に付くことのないよう十分注意してください。

○ ひったくり

ひったくりの被害を避けるためには、なるべく車道から離れて歩き、バッグ等は車道側に持たない配慮が必要です。また、ショルダーバッグの肩紐はたすき掛けにし、バッグを体の前面で、片手あるいは両手を添えて保持するようにしてください。見知らぬ人から話しかけられ、横を向いた隙に所持品を持ち去られる被害も発生していますので、所持品から目を離さないように心掛けてください。

【車上狙い】

- 人通りの多い場所にある公共駐車場やパーキングメーターのある路上駐車場でも車上狙いの被害が発生しています。また、観光地の駐車場において観光バスやレンタカーを対象とする車上狙い事件が多発しています。
- 車を離れる際は、決して車内に荷物を放置せず、トランク等の見えない場所に入れるか、できれば持ち出しましょう。また、短時間であってもエンジンキーを抜いて施錠するよう心がけてください。また、観光バスであっても、日本のように運転手が監視してくれることは期待できませんので、降車する際は必ず貴重品を携行するようにしてください。

【自動車盗】

- ブリスベン及びゴールドコーストでは自動車盗難が多発しています。
短時間でも窓を閉め、車内に貴重品を放置せず、トランク等の見えない場所に入れるか、できれば持ち出しましょう。また、エンジンキーを抜いて施錠するよう心がけてください。また、駐車する際は、できるだけ出入りが規制され、管理人が常駐する明るい駐車場を利用し、駐車する場所も管理人等の監視が届く場所を選ぶようにしてください。警報装置やハンドルロック等の防犯手段を活用することも効果的です。

【その他の事件】

○ 旅券の盗難

ナイトクラブやビーチ等で旅券を盗難されるケースが相次いでいます。

旅券等の入ったバッグから、短時間目を離した隙に盗難に遭うケースも散見されます。

旅券を持ち歩かざるを得ない場合は、常に荷物の保管や持ち歩き方に注意して下さい。

○ 詐欺被害

広告等でシェアハウスを見つけ、オーナーと称する人物と連絡を取り、賃貸料を支払った後、鍵を受け取る前に同人と連絡がつかなくなるケースが散見されます。

賃貸物件を借りる際は、必ず下見をして居住環境を確認し、契約書の内容を良く確認した上で、必ず事前に契約書を交わすようにして下さい。

(2) 旅行者に注意していただきたいこと

旅先で犯罪被害に遭わないために注意すべき事項として、以下を参考にいただき、

当地での滞在を安全にお過ごしください。

【宿泊先における注意事項】

○ 貴重品の保管

貴重品は客室内にある金庫若しくは受付のセーフティーボックスに保管するようにしてください。但し、セーフティーボックス保管中の盗難も皆無ではなく、宿泊先の管理体制に問題があると思われる場合は、自ら管理せざるを得ないこともあります。また、スーツケース等を部屋に置いて外出する場合は、必ず施錠しておきましょう。

○ 施錠の徹底

在室中でも必ず出入口を施錠し、ドアチェーンをかけておきましょう。来訪者があった場合は、直ちにドアを開けることなく、mドアスコープで確認したり、チェーンをかけたまま対応するようにしましょう。

○ 安全確認

外出先から戻った場合は、不審な人が尾行していないか、部まぜ屋の周囲で見知らぬ人が待ち伏せしていないか等を注意し、不審な人物がいる場合は、部屋へ入らずに直ちにフロントに連絡してください。

○ 廉価な宿舎で注意すべきこと

バックパッカー等が利用する比較的廉価な宿泊施設では、貴重品は常時身に付けるように心掛けてください。また、身に付けていたにもかかわらず、就寝中に盗まれた例もあるので、貴重品の管理には十分注意してください。

ほんの数十秒間だけ鍵を掛けずに部屋を空けたところ、現金等の貴重品すべてが盗まれた例もありますので、部屋を空ける際は、短時間でも必ず鍵を掛けるようにしてください。

ドミトリ形式で他人と相部屋の場合は特に注意が必要です。また、相部屋の全員が同じ鍵を持つため、無施錠に近い状態であることを認識する必要があります。

【移動時における注意事項】

○ 長距離バス、列車内での犯罪

車内で仮眠中や立寄った休憩先で車内にバッグを残してトイレに行った際に貴重品を抜き取られる事案等が発生しているため、貴重品は必ず持ち歩いてください。

【その他の注意事項】

○ 知り合ってすぐの相手に、安易に住所、電話番号、宿泊先を教えないようにしてください。また、ホテルのロビーや人が集まっている所で、第三者に聞こえるような形でホテルの部屋番号や行動予定などを話さないようにしましょう。

(3) 事故に対する注意事項

当地において実際に発生した事故や発生が予想される事例に対する具体的な注意事項は次のとおりです。

【自動車事故】

○ 速度超過による事故が目立ちます。日本と比べ制限速度が高く設定されている割には路面状態が良くないため、制限速度より速度を抑えて運転するよう心がけてく

ださい。また、高速道路上に、破裂したタイヤの破片、その他落下物が放置されていることが多く、これを踏んだことによりタイヤが破裂したり、他の車が跳ね上げた落下物によりフロントガラスが破損するケースも多く、注意が必要です。

- QLD州には、日本のような車検制度がなく、整備の行き届いていない車両が多く走行していることから整備不良に起因する事故が多く、巻き添え事故に遭うケースも少なくありません。また、レンタカーについても整備が不十分な場合があるので、注意してください。
- 車両に乗車中は、乗車している全員のシートベルト着用が義務付けられています。また、乳幼児は、チャイルドシート・ジュニアシートの使用が義務づけられており、幼児を抱いたまま乗車することは禁じられています。
- 2020年2月1日から、クイーンズランド州政府は、運転中の携帯電話使用に関する罰則を厳罰化し、運転中（信号や渋滞による停止中を含む）、いかなる理由でも携帯電話を手を持って使用した場合、1,000豪ドルの罰金及び4点の減点が運転経歴に記録され、1年以内に違反が繰り返された場合、8点の減点が適用されることとなりました。
- 郊外は市街地と比べて道路の制限速度が高く、高速道路並の速度で車が走行する上に信号機や横断歩道が少なくなります。したがって、信号機等がない場所での道路の横断は非常に危険です。遠回りしてでも必ず信号機等のある場所で横断するよう心がけてください。
- 当地では、ポッサムやカンガルー等の大小野生動物が道路に飛び出してくる場合もあります。また、日本では想像もしないものが路上を走っていたり、横切ったりすることがあるので注意してください。見通しの悪い夜間は、特に注意が必要です。

【遊泳・ダイビング】

- 遊泳する際は、必ず遊泳禁止の標識が出ていないことを確認し、遊泳が許可され、監視員が配置されている場所を選んでください。遊泳やダイビングは、必ず複数人で行うようにし、特にダイビングはベテランダイバーやガイドと行うようにしてください。また、お子様連れの方はお子様から目を離さないようにして下さい。
- QLD州南部の海岸は、風が強く、波が高い場所が多く、波が穏やかな場所でも引き潮（特にrip current（離岸流））が早く、また、急に深くなる場所が多いため、思わぬ場所で事故が発生しています。また、ある程度泳ぎに自信を持っている方が事故に遭うケースが多いことから、油断することのないよう注意してください。
- 中高年の方、特に旅行者が遊泳・ダイビング中に心臓疾患等で亡くなる事故が発生しています。無理のないスケジュールを組み、安全管理に十分注意した行動を心がけましょう。特に、既往症のある方はご注意ください。
- QLD州の海には、毒性のあるクラゲ、海へび、魚介類、鮫などの危険な海中生物が多く生息しているので注意してください。

【その他】

- QLD州には、毒グモ、毒へび、ワニ等の日本では見られない危険な生物が生息しているので注意が必要です。特に、地方に行かれる場合は十分注意してください。

5 オーストラリアにおけるテロ等の概要

(1) テロ情勢

ア 2017年6月には、メルボルンで人質立て籠もり事件が発生し、7月にはシドニーで航空機の爆破テロを計画した男4人が逮捕、11月にはメルボルンで大晦日のテロを計画した男が逮捕されました。

2018年2月には、メルボルンで、「イスラム国」に感化された女性が居住先の大家をナイフで刺傷させるテロ事案が発生したほか、6月にはクイーンズランド州南部の街でシリアへ渡航を企図した男1人が逮捕され、11月9日にはメルボルンで男が通行人3人を刃物で刺して死傷させるテロが発生し、同20日には別のテロを計画していた疑いで男3人が逮捕されました。

また、2019年にも豪州国内で1件のテロを未然に防止するなど、テロの発生や関係事案の摘発が相次いでいます。

イ オーストラリア国内のテロ警戒レベルは、①certain（確実）、②expected（予期される）、③probable（起こりそうである）、④possible（可能性がある）、⑤not expected（予期されない）の5段階中、③probable（起こりそうである）となっています。

移民国家である豪州には、過激派組織「イスラム国（ISIL）」をはじめとする海外のテロ組織の影響を受け、これらに対して資金・物資調達等の後方支援を行う者や、自ら紛争地域に渡航してテロ組織とともに戦う、いわゆる外国人戦闘員となる者が存在します。また、こうした海外の情勢や過激思想に共鳴して国内で過激化する、いわゆるホーム・グロウン・テロリストの問題が発生しており、治安当局は警戒感を強めています。

豪州政府は、テロ摘発を引き続き推進し、政府関係施設等の警備強化及び若者の過激化防止対策に力を入れるとともに、大規模イベント等の混雑場所でのテロ未然防止対策を推進していますので、日頃から周囲に不審な状況がないか注意し、不審者、不審物を発見した際には、不用意に近づくことなく、警察への通報や退避を心がけてください。特に、スポーツやコンサート等、多くの人が集まる大型イベントは、周囲に対する警戒を怠らないよう十分注意して下さい。

(2) 誘拐事件

QLD州では、多額身代金目的の誘拐事件や政治的背景を有する誘拐等事件の発生は報告されていませんが、夜間の一人歩きを控え、周囲の不審者・不審物に注意を払う等、万が一に備えた予防策を講じることが大切です。

(3) 日本人・日本権益に対する脅威

ア 2019年中、豪州において日本人・日本権益を標的としたテロや誘拐等の脅威は特に認められませんが、近年、チュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等において日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。

イ 豪州では環境問題や捕鯨への関心が高く、環境保護団体等が活発な活動を展開しており、日本が南極海での調査捕鯨の再開を発表した2015年11月以降、再び反発が広がり、抗議行動も断続的に発生しました。また、日本政府が2019年6月30日にIWC・国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月1日から日本の領海及び排他的経済水域内に限定した形で商業捕鯨を再開したことにより、今後反捕鯨や反イルカ漁の立場の関係団体等による抗議活動が行われる可能性があることから、引き続き注意が必要です。

(4) 基本的注意事項

テロ事件の被害を防止するため、以下の基本的注意事項に留意してください。

- 大勢が集まる場所では周囲に注意する。
- 不審者（場違いな人物、特異な外見の人物など）、不審物（放置された鞆や紙袋など）に注意を払う。
- 外出する際は、家族や身近な人に、行き先、目的、帰宅予定等を知らせておく。
- 連絡先の通知、携帯電話の所持等、外出中は常時連絡が取れる態勢を整えておく。
- テロに関する最新の関連情報の入手に努め、空港、政府機関、大使館街等、テロの標的となる可能性がある施設にはできる限り近づかない。
- 近づく必要がある場合は、不測の事態が起きた場合の避難経路や身を隠せる場所を確認する。
- QLD州警察は、万一、テロに遭遇した場合には「RUN（逃げる）、HIDE（逃げられない場合は隠れる）、TEL（自分の身の安全が確保された後に通報する）」の措置をとるよう呼びかけています。

6 ハーグ条約等に関するトラブル

豪州はハーグ条約の締結国であり、また、オーストラリアの国内法では、父母のいずれもが親権または監護権を有する場合、または離婚後も子の親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子を連れ去る行為を犯罪（誘拐罪）と規定しています。例えば、婚姻中であつたとしても、豪州に住んでいる日本人の親が、親権乃至監護権を有する他方の親の同意を得ないで子を日本に一方的に連れて帰ることは豪州の法律に違反することとなり、豪州や豪州と刑事司法上の共助関係を有する第三国に渡航した際に子を誘拐した犯罪者として逮捕される可能性もあります。国際結婚した後に生まれた子を日本に連れて帰る際には、こうした事情にも注意する必要があります。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え

テロ事件等の緊急事態は、いつどこで起こるか予測することが非常に難しく、普段から

周囲の状況を見渡し、不審者・不審物に注意を払うことが重要です。また、万が一に備え、常に家族や隣人、親しい知人との間で連絡が取れるような体制作りにも心掛けるとともに、携行品や非常用物資を備蓄しておくことも大切です。

2 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

ア あわてずに落ち着いて、まず自身の安全確保を優先してください。

イ 爆発事件に遭遇した場合

- 爆発音を聞いたらずその場に伏せ、戸棚や天井からの落下物が想定される場合には、机等頑丈な場所の下に潜り込んでください。
- 第二の爆発が起こり得ることに十分留意し、事件発生現場の見物等は慎み、現場から速やかに離れてください。
- 瓦礫等の下敷きになった場合には、体力の温存にも心掛けつつ、有害物質を吸い込まないようにハンカチ等（濡れた物が望ましい）で口や鼻を覆い、パイプ等を叩くなどして救援隊に居場所が分かるようにしてください。

(2) 情報の把握

テレビやラジオを通じて、また連邦政府機関、総領事館へ問い合わせる等して緊急事態の把握に努めてください。

(3) 総領事館への通報

万一、事件・事故その他緊急事態に遭遇したときには、総領事館に通報し、必要な支援を受けて頂きますようお願いいたします。

3 緊急連絡電話番号「000」（局番なし、無料）

事件・事故に遭遇し、緊急に救助等を求める必要がある場合は、緊急電話番号000をダイヤルしてください。警察・消防・救急車の要請などの緊急連絡が可能です。これは日本の110番や119番に相当し、局番をダイヤルする必要はありません。000番は、緊急通報用の電話です。警察への相談等、不要不急の場合は、管轄警察署などに直接電話してください。また、緊急通報の際は、まずオペレーターに何があったのかを伝えてください。事案に応じて警察、消防、救急に転送されます。

4 総領事館の連絡先

在ブリスベン日本国総領事館又はケアンズ領事事務所へのご連絡は、以下の受付時間以外の夜間や休館日もオペレーターが電話で対応いたしますので、音声案内に従って下さい。緊急の場合は、オペレーターから連絡を受けた当館館員から連絡させていただきます。

○ 在ブリスベン日本国総領事館

住 所 : Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, 4000 QLD

電 話 : 07-3221-5188

F A X : 07-3229-0878

受付時間 : 電話 9:00～12:30、13:30～17:00 (休館日を除く月～金)
窓口 9:00～12:00、13:30～16:00 (休館日を除く月～金)

○ 在ケアンズ領事事務所

住 所 : Level 15、 Cairns Corporate Tower、
15 Lake Street、 Cairns、 QLD

電 話 : 07-4051-5177

F A X : 07-4051-5377

受付時間 : 09:00～12:00、13:30～16:00 (休館日を除く月～金)

IV 在留届の提出及びたびレジ登録について

(1) 在留届の提出

外国に3か月以上滞在する日本人は、旅券法第16条の規定により、在外公館に「在留届」を提出するように義務づけられています。当館では、提出いただいた在留届に基づいて、当地における日本政府の行政サービスや日本人が事件・事故などに巻き込まれた場合の所要の援護活動等を行っています。警察や病院、その他の機関等から様々な通報が当館にある場合、在留届が提出されていれば必要な連絡が可能ですが、提出されていない場合には連絡が滞ることがあります。

在留届は、在外公館窓口での申請のほか、インターネット（ORRnet）や郵送でも提出することができますので、在留届をまだ提出されていない方は、早期の提出をお願いいたします。遠隔地にお住まいで、希望される方には、在留届用紙を郵送しますので、返信用封筒に切手を貼付して返送してください。また、既に在留届を提出されている場合も、住所や電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は、速やかにインターネットによる登録内容変更をして頂くか当館までメール、FAX等によりご連絡ください。

(2) たびレジ登録

たびレジは、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。現在海外にお住まいの方も、別の国へ旅行や出張する際にはぜひご利用ください。

登録はこちら↓↓↓

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

☆ 上記在留届及びたびレジに登録されたメールアドレス宛に、外務省及び当館から、重大事件・事故の発生、イベント・トラブルに関する事前の注意喚起等の安全対策情報（感染症情報等を含む）を随時送信しています。